軽度者に対する福祉用具の貸与に係る取扱いについて

・特殊寝台などの福祉用具貸与については、軽度者（要支援1、要支援2、要介護1）の身体状況からみて、その使用が想定しにくいため、原則として介護保険での保険給付は行われません。
・ただし、国において判断基準が設けられ、身体状況により福祉用具を必要とする状態である場合については、以下の確認ができれば、保険給付の対象として福祉用具の貸与ができることとなっています。

＜確認項目＞

① 軽度者に対する福祉用具の例外給付の判断基準について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（ⅰ）から（ⅲ）の状態像（別紙参照）のいずれかに該当するものであること
② ①について医師の医学的所見に基づき判断されていること
③ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていること
④ ①～③について市町村が確認していること

※厚生労働省が示した別紙「福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）」以外の疾患等で、ケアマネジャーがケアプランに福祉用具の貸与を位置づける必要があると判断した場合は、（医師に医学的所見を依頼する前に）まずは保険者に相談するようにしてください。

【軽度者に対する福祉用具の貸与の例外給付の申請方法】

・箕面市所定の様式「箕面市指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」に、必ず居宅（介護予防）サービス計画書を添付して、貸与の開始前に提出してください。(申請が遅れる場合は必ずご連絡ください)。

◎要介護者の場合 → 居宅サービス計画書（1）、居宅サービス計画書（2）
◎要支援者の場合 → 介護予防サービス・支援計画書

※介護認定の更新、区分変更、福祉用具の追加や変更がある都度、福祉用具貸与申請が必要となりますのでご注意ください。

※軽度者に対する福祉用具の貸与の例外給付の申請において、車いす及び車いす付属品の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び移動用リフトの「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の取扱いについては、これまでどおり、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与を判断できます。
車いす及び車いす付属品においては、年に一度車いす及び車いす付属品の貸与対象者について、居宅支援事業所あてに箕面市から照会をさせていただきますので、その際に「箕面市指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」を提出してください（事前提出は不要）。

なお、**下記の厚生労働大臣が定める者のイに該当**する基本調査の結果の場合であれば、**申請は不要**です。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ （第94号告示第31号のイ抜粋）	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果（福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱い等について抜粋）
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1−7「3. できない」 −
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1−4「3. できない」 基本調査1−3「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1−3「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3−1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3−2～3−7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3−8～4−15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2−2「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1−8「3. できない」 基本調査2−1「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」 −
自動排泄処理装置 (尿のみを自動吸引するものは除く) (介2、介3も対象)	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2−6「4. 全介助」 基本調査2−1「4. 全介助」

別 紙

【国の示す状態像（ｉ）から（iii）】

平成 12 年老企第 36 号より

（ｉ）疾病その他の原因により、**状態が変動しやすく**、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイの状態像に該当する者
（例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

（ii）疾病その他の原因により、**状態が急速に悪化し**、短期間のうちに第94号告示第31号のイの状態像に該当することが確実に見込まれる者
（例 がん末期の急速な状態悪化）

（iii）疾病その他の原因により、**身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から**第94号告示第31号のイの状態像に該当すると判断される者
（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

例外給付については、下記の「福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）」に示されている通り、様々な疾患によって（ｉ）から（iii）の状態像に該当するかたが想定されますが、**軽度者においてはごくまれであると考えられます。**

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

平成 19 年 3 月 14 日地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料（厚生労働省）より

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
Ⅰ 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	**パーキンソン病**で、内服加療中に急激な症状・兆候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	**重度の関節リウマチ**で、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性増悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	**末期がん**で認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅲ 医師禁忌	・特殊寝台	**重度の喘息発作**で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	**重度の心疾患**で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	**重度の逆流性食道炎（嚥下障害）**で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	**脊髄損傷による下半身麻痺**で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト （箕面市独自ルール有。別紙参照）	**人工関節の術後**で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。